

国土審議会特殊土壤地帯対策分科会
関係法令〔抄〕

○特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年4月25日法律第96号)

最終改正：平成二十九年三月三十一日法律第十号

(目的)

第一条 この法律は、特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによつて、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上とを図ることを目的とする。

(特殊土壌地帯の指定)

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、しばしば台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、かつ特殊土壌（シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壌をいう。以下同じ。）でおおわれ地形上年年災害が生じ、又は特殊土壌でおおわれているために農業生産力が著しく劣っている都道府県の区域の全部又は一部を特殊土壌地帯として指定する。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(特殊土壌地帯対策事業計画の設定)

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要な特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の事業計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

(事業の実施)

第四条 前条第一項の事業計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国土審議会)

第五条 国土審議会（以下「審議会」という。）は、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に対し、意見を申し出ることができる。

第六条及び第七条 削除

(関係地方公共団体等の意見の申出)

第八条 関係地方公共団体その他の者は、第三条第一項の事業計画に関し、審議会に対して意見を申し出ることができる。

(国の予算への経費の計上)

第九条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第三条第一項の事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

(特別な助成)

第十条 国は、第三条第一項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十六条（補助金の交付）の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

2 国は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条（無償貸付）又は第二十八条（譲与）の規定にかかわらず、第三条第一項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、その事業の用に必要な普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、平成三十四年三月三十一日限りその効力を失う。

○特殊土壤地帯指定地域一覧

平成29年4月1日現在

県名	指定地帯	土壌分布
鹿児島県	全域（奄美郡島（奄美市、大島郡）を除く）	シラス・ボラ コラ・赤ホヤ 花崗岩風化土
宮崎県	全域	赤ホヤ・シラス 花崗岩風化土
高知県	全域	赤ホヤ
愛媛県	全域	赤ホヤ 花崗岩風化土
島根県	全域	花崗岩風化土
熊本県	熊本市の一部（旧秋津村）、人吉市、荒尾市、玉名市、菊池市、阿蘇市、山鹿市の一部（旧城北村）、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、球磨郡	ヨナ・赤ホヤ 花崗岩風化土 シラス
大分県	大分市の一部（旧鶴崎市、旧大南町、旧大分町、旧野津原町）、別府市の一部（旧南端村）、竹田市、杵築市の一部（旧奈狩江村、旧大田村を除く）、臼杵市の一部（旧野津町）、豊後大野市、由布市、速見郡、玖珠郡	赤ホヤ・ヨナ
福岡県	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	花崗岩風化土
山口県	宇部市の一部（旧東岐波村）、山口市の一部（旧鑄銭司村、旧大内村、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町）、周南市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、大島郡（周防大島町）、玖珂郡（和木町）、熊毛郡（上関町、田布施町、平生町）	花崗岩風化土
広島県	広島市の一部（昭和30年3月当時の旧広島市を除く区域）、呉市、竹原市、三原市、尾道市の一部（昭和29年2月当時の旧尾道市を除く区域）、福山市の一部（昭和31年8月当時の旧福山市を除く）、府中市の一部（旧上下町を除く）、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡、世羅郡	花崗岩風化土
岡山県	岡山市の一部（旧小串村、旧一宮町、旧津高町、旧高松町（旧加茂村を除く）、旧足守町、旧興除村、旧藤田村、旧御津町、旧灘崎町、旧建部町（旧福渡町を除く）、旧瀬戸町（旧玉井村を除く）、倉敷市の一部（旧西阿知町、旧福田町、旧連島町、旧藤戸町、旧児島市、旧玉島市、旧船穂町、旧真備町）、玉野市、笠岡市、井原市の一部（旧芳井町及び旧日里村を除く）、総社市の一部（旧常磐村、旧三須村、旧山手村及び旧清音村を除く）、赤磐市の一部（旧熊山村を除く）、浅口市、和気郡の一部（和気町のうち旧佐伯村、旧石生村）、浅口郡、小田郡、加賀郡の一部（吉備中央町のうち旧加茂川町及び旧大和村）	花崗岩風化土
鳥取県	鳥取市の一部（旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村）、倉吉市、八頭郡、東伯郡、西伯郡の一部（大山町のうち旧上中山村及び旧下中山村、伯耆町のうち旧溝口町）、日野郡	花崗岩風化土
兵庫県	神戸市（旧長尾村及び旧淡河村を除く）、西宮市、芦屋市、宝塚市の一部（旧良元村）、洲本市の一部（旧中川原村、旧安乎村、旧由良村、旧五色町）、淡路市	花崗岩風化土
静岡県	沼津市の一部（旧原町）、富士宮市、富士市の一部（旧吉原市、旧鷹岡町）、御殿場市、裾野市、駿東郡	富士マサ

注：特土地帯の指定は、郡又は市を最小単位として行われ、県内の大部分の郡及び市が指定され得る場合は県内の全域が指定されている。

○国土交通省設置法（平成11年7月6日法律第100号）〔抄〕

最終改正：令和三年四月一日法律第十九号

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第二款 国土審議会

（所掌事務）

第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二（略）

（組織）

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一～三（略）

2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

（特別委員）

第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

（政令への委任）

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （抄）

（国土審議会の所掌事務の特例）

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法
（以下略）	

○国土審議会令（平成12年6月7日 政令第298号）〔抄〕

最終改正：令和二年七月一日政令第百九十二号

（分科会）

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

（表略）

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（雑則）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 （抄）

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律の規定	課
平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項、第三条第一項及び第五条	国土交通省国土政策局地方振興課
（以下略）			

- 2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課の協力を得て処理するものとする。

○国土審議会運営規則（最終改正 平成17年12月16日 国土審議会決定）

（趣旨）

第1条 国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）及び国土審議会令（平成12年政令第298号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（招集）

第2条 審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。

2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

（書面による議事）

第3条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（会議の議事）

第4条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

（議事の公開）

第5条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（分科会への意見聴取）

第6条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会（第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聴くものとする。

（分科会）

第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託することができないときは、この限りでない。

2 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。

3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。

4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。

5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

○国土審議会特殊土壌地帯対策分科会運営規則

(平成13年11月27日 国土審議会特殊土壌地帯対策分科会決定)

(招集)

第1条 国土審議会特殊土壌地帯対策分科会（以下「分科会」という。）の会議は、分科会長（分科会長が選任されるまでは、国土審議会会長）が招集する。

2 前項の場合においては、委員、特別委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(書面による議事)

第2条 分科会長は、やむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

第3条 分科会長は、分科会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 分科会長は、分科会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

第4条 会議又は議事録は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(委員等以外の者の出席)

第5条 分科会長は、調査審議上必要があると認めるときは、委員等以外の者に分科会の会議に出席し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 分科会長は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。

2 部会長は、部会の行った調査審議の経過概要及びその結果を分科会に報告しなければならない。

3 第1条から第4条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、第1条第1項中「分科会長」とあるのは「部会長（部会長が選任されるまでの間は、分科会長）」と、第2条及び第3条中「分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年11月27日から施行する。

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律 [抄]

昭和36年6月 2日法律第112号
最終改正年月日:平成19年5月30日法律第 61号

(定義)

第二条 この法律において「適用団体」とは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値（以下「財政力指数」という。）が、〇・四六に満たない都道府県をいう。

2 この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けを行い、又は国が適用団体に負担金を課して行う次に掲げる施設に係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廃防止施設
- 五 地すべり防止施設
- 六 急傾斜地崩壊防止施設
- 七 林道
- 八 道路
- 九 港湾
- 十 漁港及び漁場
- 十一 空港
- 十二 農地及び農業用施設

(国の負担割合の算定方法等)

第三条 開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合は、当分の間、適用団体ごとに当該開発指定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。 $1 + 0.25 \times ((0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}) \div (0.46 - \text{財政力指数が最少の適用団体の当該財政力指数}))$

2 前項の規定を適用した場合において、適用団体の負担割合が百分の十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該開発指定事業に係る経費に対する適用団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定める。

3 開発指定事業について適用団体が法令の規定により分担金、負担金その他これらに準ずるものを徴収することとしている場合におけるその適正な徴収の確保に関し必要な事項は、政令で定める。

4 総務大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、国土交通大臣並びに開発指定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び適用団体の長に通知するものとする。

(政令への委任)

第四条 前条第一項及び第二項の規定により開発指定事業に係る経費に対して国が通常の負担割合をこえて負担することとなる額の交付その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律 施行令〔抄〕

(昭和36年7月14日政令第258号)

最終改正年月日:令和2年12月9日政令第343号

(法第二条第二項に規定する政令で定める事業)

第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるものの以外のもの

イ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に係る改良工事に関する事業のうち、小規模河川改修事業として行われる事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの以外のもの

(ロ 海岸) 略

ハ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事に関する事業のうち、直轄事業及び河川法第三条第一項に規定する河川の水系に属する河川の流域におけるものに係る補助事業

ニ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業で同法第二十五条第一項第二号又は第三号に掲げる目的を達成するために行われるもののうち、直轄事業及び河川法第三条第一項に規定する河川の水系に属する河川の流域におけるものに係る補助事業

ホ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事に関する事業のうち、直轄事業及び河川法第三条第一項に規定する河川の水系に属する河川の流域におけるものに係る補助事業

ヘ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業（次号において「急傾斜地崩壊防止事業」という。）のうち、シラス対策に係るもの

ト 森林法第五条第一項に規定する地域森林計画に基づく奥地幹線林道（専ら都道府県有林の開発のためのものを除く。）の開設に関する事業

チ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げるもの（都道府県道又は市町村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同法第三条第四項又は第五項の規定により施行されるものを除く。）に係るものの以外のもの

(1) 高速自動車国道

(2) 一般国道

(3) 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道

(4) (3)に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道又は市町村道

(リ 港湾)(ヌ 漁港漁場)(ル 空港) 略

ヲ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請により、又は同法第八十七条の二の規定により行う同法第二条第二項に規定する土地改良事業（以下ヲにおいて「国営土地改良事業」という。）で同項第一号に掲げるもののうち、農業用排水施設に係る直轄事業、農業用排水施設、防災ダム及び湖岸堤防に係る補助事業（湖岸堤防に係る補助事業にあつては、当該事業に要する経費の総額、当該事業に要する経費の総額及び当該事業と事業効果を共通にする国が行う湖岸堤防に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額又は当該事業に要する経費の総額及びその区域内において当該事業の全部若しくは一部が行われる一の市町村と同一の市町村の区域内においてその全部若しくは一部が行われる国が行う湖岸堤防に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額が五千万円以上である場合における当該事業に限る。）、湛水防除事業として行われる補助事業（当該事業に要する経費の総額が五千万円以上であるものに限る。）、地盤沈下対策事業として行われる補助事業並びに基幹農道整備事業、広域営農団地農道整備事業及び畑地帯総合土地改良事業（これらの事業の附帯事業を除く。）として行われる農業用道路に係る事業、国営土地改良事業で同項第二号に掲げるもの、国営土地改良事業で同項第四号に掲げるもののうち直轄事業並びに国営土地改良事業で同項第七号に掲げるもののうち地盤沈下対策事業として行われる

補助事業

- 二 法第二条第二項各号に掲げる施設に係る事業のうち、前号に掲げるもの以外のもので次に掲げる事業として行われるもの
- イ 新潟地区地盤沈下対策に係る事業
- ロ 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条に規定する事業計画に基づく事業（急傾斜地崩壊防止事業を除く。）